

平成28年7月1日

社会福祉法人東埼玉一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定します。

1. 計画期間 平成28年7月1日～平成30年6月30日までの2年間

2. 内容

目標1：すでにある育児休業等に関する諸制度の周知を図る

<対策>

平成28年7月～ 職員に周知するため、諸規定を備え付ける

平成29年4月～ 制度の利用状況を調査し、促進策を検討する

目標2：所定外労働時間を削減するため、週1日のノー残業デーを設ける

<対策>

平成28年7月～ 現状及び勤務体制、職員体制などの調査実施

平成29年4月～ ノー残業デーを周知し、開始する